

**新在留資格「特定技能(仮称)」の創設  
-外国人労働者永住可能に**



# 1. 新制度のポイント…

## ①新在留資格「特定技能(仮称)」を創設

- **特定技能1号**：14分野(別紙)の外国人労働者向け在留資格(1<sup>st</sup> Step)
- **特定技能2号**：熟練した技能の習得・認定により**永住可能**(2<sup>nd</sup> Step)

## ②以下の国からは労働者を受入れない

- 難民認定制度を悪用する国・不法滞在が多い国

## ③日本側受入企業に義務付けられる内容

- 外国人労働者への日本語教育・生活支援を実施すること
- 外国人労働者への**報酬は日本人と同等以上**に待遇すること

## ④出入国在留管理庁を設置



## 2. 外国人労働者の受入れ分野…

新制度では、以下の**14分野**での外国人労働者の新たな受入を検討しています  
(下記以外にも、コンビニ業界等も希望⇒今後、分野増加の可能性はある)

①農業

②漁業

③飲食料品製造業

④外食

⑤介護

⑥ビルクリーニング

⑦素形材産業

⑧産業機械製造業

⑨電気・電子情報関連産業

⑩建設

⑪造船・船用工業

⑫自動車整備

⑬航空

⑭宿泊



## 3. 特定技能1号／特定技能2号とは…

### ①特定技能1号(1<sup>st</sup> Step)

- 「**相当程度の知識or経験を要する技能を持つ**」と認められた外国人労働者
- または、「**日本語&技能試験**」⇒両方に合格すること
- 在留期間：最長5年
- 家族帯同：不可
- 技能実習生(在留期間最長5年)が特定技能1号取得した場合⇒最長10年可能

### ③特定技能2号(2<sup>nd</sup> Step)

- 特定技能1号資格者が、「**更に難しい試験に合格**」
- 「**熟練した技能を持つと認定**」された外国人労働者に資格を付与
- 在留期間：上限を設定しない・事実上の永住を認める
- 家族帯同：可
- 移民政策との区別：毎年審査更新・重大トラブルの場合取消可能



## 4. 政府が創設する新たな在留資格イメージ…

